

<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>4 報酬</p>	<p>協力医療機関連携加算について</p>	<p>協力医療機関連携加算について、「入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有するに同意が得られない者に対して算定できるか。」</p>	<p>協力医療機関連携加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築することを目的とした体制加算であり、入所者全員について算定されるもの。なお、協力医療機関に対して病歴等の情報を共有することについて同意が得られない入所者であっても、当該入所者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう取り組むことが必要。</p>	<p>R6.6.7介護保険最新情報 vol.1270「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 7)」</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは具体的にどのようなものであるか。また、これらのカンファレンス等はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加することでもよいか。</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。 ・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム(外来感染対策向上加算にあっては、院内感染管理者。)により、職員を対象として、定期的に研修を行うこと。 ・感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った除菌医療機関と合同で、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練・地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練 ・感染対策向上加算1に係る届出を行った 保険 医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った除菌医療機関と合同で、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練・地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練 ・また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1228「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)」</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について</p>	<p>「第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等での対応を行う体制を確保していることとあるが、第二種協定指定医療機関である医療機関をどのように把握すればよいか。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関をどのように把握すればよいか。</p>	<p>都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は令和6年4月から9月までに行うこととされており、都道府県において、協定締結した医療機関を公表することとされている。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参照されている。 (地方厚生局ホームページ) ■九州厚生局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html ※「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)」</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について</p>	<p>第二種協定指定医療機関との連携について、感染症法に基づき都道府県との医療措置協定の締結は令和6年9月未までに行うこととされているが、令和6年9月未までの間は、どのような医療機関と連携すればよいか。</p>	<p>令和6年9月未までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携することでも差し支えない。 なお、令和6年10月以降については、第二種協定指定医療機関と連携することが必要であることから留意すること。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)」</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(1)について、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練は1年間に1回以上参加していることとあるが、令和7年3月31日までの間に研修又は訓練に参加予定であれば算定してよいか。</p>	<p>医療機関等に研修又は訓練の運搬予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる日処があれば算定してよい。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)」</p>

<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。</p>	<p>実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> 施設等の感染対策の現状の把握、確認(施設等の建物内の巡回等) 施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答 個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等 感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法(ゾーニング等)に関する説明、助言及び質疑応答 その他、施設等のニーズに応じた内容 単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について、令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護士等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修を受けている場合は、実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定してよいか。 ※令和3年度、令和4年度「介護サービス類型に応じた感染症対策向上による業務継続支援業務」における感染症の専門家による実地での研修、令和5年度「感染症の感染対策及び業務継続(BOP)策定」に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務」における感染症の専門家による実地での研修</p>	<p>算定可能である。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護士等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>医療機関連携加算</p>	<p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1454)(平成27年4月1日)問120は削除する。</p>	<p></p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>科学的介護推進体利加算、自立支援促進加算、療養マネジメント加算、療養マネジメント加算、排せつ支援加算について</p>	<p>月よりサービスを利用開始した利用者に関する情報について、収集する時間が十分確保出来ない等のやむを得ない場合には、当該サービスを利用開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出した場合は利用開始日より算定可能か。</p>	<p>事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月以降の月の最終日よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の10日までにデータ提出することが困難な場合は、当該利用者に限っては利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとしている。ただし、加算の算定についてはLIFEへのデータ提出が要件となっており、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出していない場合は、当該利用者に関し当該月の加算の算定はできない。当該月の翌々月の10日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌日より算定が可能。 また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合に、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。 なお、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>科学的介護推進体利加算、自立支援促進加算、療養マネジメント加算、療養マネジメント加算、排せつ支援加算について</p>	<p>事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の月末にサービス利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該利用者の当該月のデータ提出が困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。</p>	<p>原則として、事業所の利用者のデータ提出が求められている上記の加算について、月末にサービス利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該月の当該利用者に関する情報をLIFEに提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していれば算定できる。 なお、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。ただし、上記の場合や、その他やむを得ない場合(※)を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)(令和3年3月26日)問16参照。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>

<p>〔介護、予防〕特定施設入居者生活介護、</p>	<p>4 報酬</p>	<p>科学的介護推進体制加算について</p>	<p>科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月「1回」から3か月「1回」に見直されたいが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月「1回」提出すればよいか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>〔介護、予防〕特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>4 報酬</p>	<p>ADL 維持等加算について</p>	<p>ADL維持等加算(Ⅱ)について、ADL利得が「2以上」から「3以上」へ見直されることとなったが、令和6年3月以前に評価対象期間の届出を行っている場合であっても、ADL維持等加算(Ⅱ)の算定にはADL利得3以上である必要があるか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>4 報酬</p>	<p>口腔衛生管理体制加算について</p>	<p>口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にばどのように取り扱えばよいか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>4 報酬</p>	<p>口腔衛生管理体制加算について</p>	<p>口腔衛生管理体制加算の算定に当たって作成することとなっている「口腔衛生管理体制計画」については、施設ごとに計画を作成すればよいか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>〔介護、予防〕特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>4 報酬</p>	<p>退所情報提供加算、退居時情報提供加算について</p>	<p>同一医療機関に入退院を繰り返す場合においても、算定可能か。</p>	<p>R6.3.19介護保険最新情報 vol.1229「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2)</p>

<p>4 報酬 (介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、地域密着型特 定施設入居者生活 介護</p>	<p>退所時情報提供加算、退居時 情報提供加算について</p>	<p>退所時情報提供加算及び退居時情報提供加算について、医療機関の入院に当たり、退所 または退居の手続きを行わない場合においても算定可能か。</p>	<p>算定可能。</p>	<p>R6.3.29介護保険最新情報 vol.1245「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 3)</p>
<p>4 報酬 (介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、地域密着型特 定施設入居者生活 介護</p>	<p>生産性向上推進体制加算につ いて</p>	<p>加算(Ⅰ)(※100単位/月)の算定開始に当たっては、加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導 入前後の状況を比較し、生産性向上の取組の成果の確認が求められているが、例えば、 数年前又は新規に介護施設を開設し、開設当初より、加算(Ⅰ)の要件となる介護機器を全 て導入しているような場合には、当該介護機器の導入前の状況を把握している利用 者及び職員がいはいなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどのように考える べきか。</p>	<p>介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいはいない場合における生産性向 上の取組の成果の確認については、以下のとおり対応されたい。 【利用者の満足度等の評価について】 介護サービスを利用する利用者(5名程度)に、介護機器を活用すること起因する利用者 の安全やケアの質の確保についてヒアリング調査等を行い(※)、その結果に基づき、利用 者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた めの委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを 確認すること。 (※)介護機器を活用した介護サービスを受ける中で、利用者が感じる不安や困りごと、介 護サービスを利用する中で支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリング を実施することを想定している。また、事前調査が実施できない場合であっても、ヒアリング調 査等を行う場合には、別添1の利用者向け調査票による事後調査の実施は不要となる。 【総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の 調査について】 加算(Ⅱ)の要件となる介護機器を導入した月(利用者の受入を開始した月)を事前調査 の実施時期(※)とし、介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給 休暇の取得状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取 組を3月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時 間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。 (※)介護施設を新たに開設し、利用者の受入開始日から稼働目をかけて利用者の数を拡 大するような場合については、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点まで 事前調査の対象月とすること。この場合、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられ る時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差 がないことをいう。 (例)例えば、令和6年1月に介護施設(定員50名とする)を新たに開設し、同年1月に15人 受け入れ、同年2月に15人受け入れ(合計30名)、同年3月に15人受け入れ(合計45名)、 同年4月に2名受け入れ(合計47名)のようにより、利用者の数を段階的に増加していく場合 については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とす ること。</p>	<p>R6.4.30介護保険最新情報 vol.1261「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 5)</p>
<p>5 その他 (介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、</p>	<p>業務継続計画未策定減算につ いて</p>	<p>業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。</p>	<p>業務継続計画未策定減算の施行時期は下記のとおり。 ①【対象サービス】 通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着 型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生 活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型生 活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医 療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入 居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護 【施行時期】 令和6年4月※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のた めの指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を 適用しない。 ②【対象サービス】 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 【施行時期】 令和6年6月※上記①の※と同じ ③【対象サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介 護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護 予防支援 【施行時期】 令和7年4月 ※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予 防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>

<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>業務継続計画未策定減算につ いて</p>	<p>行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場 合、1 事実が生じた時点1日まで遡及して当該減算を適用するの か。</p>	<p>業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取扱いを発 見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用するこ ととなる。 ・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策 定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に 関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月 から減算の対象となる。 ・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定 が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、地域密着型特 定施設入居者生活 介護</p>	<p>5 その他</p>	<p>業務継続計画未策定減算につ いて</p>	<p>業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。</p>	<p>・感染症若しくは災害のいすれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務 継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、 業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、 業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。</p>	<p>R6.5.17介護保険最新情報 報 vol.1263「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 6)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>高齢者虐待防止措置未実施減 算について</p>	<p>高齢者虐待が発生していない場合又はその再発を防止するため の全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がな されていないければ減算の適用となるのか。</p>	<p>・減算の適用となる。 ・なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 報 vol.1225「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>高齢者虐待防止措置未実施減 算について</p>	<p>運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見 した日の属する月より過去の月、遡及して当該減算を適用するの か。</p>	<p>過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた 月」となる。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 報 vol.1225「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定 施設入居者生活介 護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>高齢者虐待防止措置未実施減 算について</p>	<p>高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するため の全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がな されていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事 実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事と報告することと し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員につい て所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画 が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないの か。</p>	<p>改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し 支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か 月以降に当該計画に基づき改善が認められた月まで継続する。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 報 vol.1225「令和6年度介護 報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>

<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>虐待防止委員会及び研修について</p>	<p>居室療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業者でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p> <p>・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密に して、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただくこと が求められること。小規模事業者においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあるこ とが考えられることから、積極的に外部機関等を活用したい。 ・例えば、小規模事業者における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事 業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を 得て開催することが考えられる。 ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業者や他委員 会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所 による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。 ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したこ との内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。 ・また、小規模事業者等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と 運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。 (※)社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修センター「施設・事業所における 高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基礎省令改正等に伴う体制整備の基本と 参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>介護記録ソフトの対応について</p>	<p>LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携によ り入力を行っているが、LIFEへのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応 した後にを行うこととして差し支えないか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p> <p>・差し支えない。 ・事業所又は施設で使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様 式情報の登録ができるようになってから、令和6年4月以降サービス提供分で提出が必要 な情報について、遡って、やむを得ない事情を除き令和6年10月10日までにLIFEへ提出す ることが必要である。</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>LIFEへの提出情報について</p>	<p>令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報について、令和6年4月施行の サービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。 ・令和6年6月施行のサービス(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問 リハビリテーション、予防通所リハビリテーション)については、令和6年4～5月サービス提 供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した 様式情報を共通する部分を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応 した様式情報を提出すること。 ・各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関 する基本的な考え方や並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15 日)を参照されたい。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>介護報酬改定の施行時期について</p>	<p>令和6年度介護報酬改定において、 ・訪問看護・訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導・通所リハビリテーションに係る見 直しは、令和6年6月施行 ・その他のサービスに係る見直しは令和6年4月施行 ・処遇改善加算の一本化等(加算率引き上げ含む)はサービス一律で令和6年6月施行とさ れたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p> <p>本来、改定に伴う重要事項(料金等)の変更については、変更前に説明していただくことが 望ましいが、4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が 難しい場合、4月1日以降遅やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同 意を得ることとしても差し支えない。6月施行の見直し事項については、5月末日までに、利 用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得る必要がある。 なお、その際、事前に6月以降分の体制等状況一覧表を自治体に届け出た介護事業者に おいては、4月施行の見直し事項と6月施行の見直し事項の説明を1回で纏めて行うとい った柔軟な取扱いを行って差し支えない。また、5月末日までの間に新たにサービスの利用を 開始する利用者については、サービス利用開始時の重要事項説明時に、6月施行の見直 し事項について併せて説明しても差し支えない。</p>
<p>(介護、予防)特定施設入居者生活介護、</p>	<p>5 その他</p>	<p>介護報酬改定の施行時期について</p>	<p>4月施行サービス(右記以外)と6月施行サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居 宅療養管理指導及び通所リハビリテーション)の両方を提供している介護事業者は、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の届出を行う必要があるのか。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)</p>

<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>5 その他</p>	<p>体制等状況一覧表</p>	<p>地域密着型介護給付費算定に係る届出において、事業者情報については、介護給付費算定に係る届出等における留意点について(令和16年3月15日老保0315第1号厚生労働省老健局長通知)別紙3-2介護給付費算定に係る体制等に関する進達書を用いて、市町村長から都道府県知事への進達をすることになっているが、事業者が市町村長へ届け出る場合には、当該進達書を使用しても差し支えないか。</p>	<p>当該様式については、市町村長から都道府県知事への進達書となっているが、事業者から市町村長への届出書と読み替えて、適宜使用して差し支えない。なお、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業においても同様の取扱いとする。</p> <p>※平成18年4月改定関係Q&A(vol.3)(平成18年4月21日)問21の修正。</p>	<p>R6.3.29介護保険最新情報 vol.12451 令和16年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3)</p>
-------------------------	--------------	-----------------	--	---	---